(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第八条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一		二		三		四	
分野		分野		分野		分野	
小分野		小分野		小分野		小分野	
産業分類		産業分類		産業分類		産業分類	
ＪＳＩＣ　〇一	農業	ＪＳＩＣ　六二二	銀行（中央銀行を除く。）	ＪＳＩＣ　三五一一	熱供給業	ＪＳＩＣ　三七〇〇	主として管理事務を行う本社等
ＪＳＩＣ　〇二	林業	ＪＳＩＣ　六三一	中小企業等金融業			ＪＳＩＣ　三七一一	地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　〇三	漁業（水産養殖業を除く。）	内国民待遇（第二条）				ＪＳＩＣ　三七三一	電気通信に附帯するサービス業
ＪＳＩＣ　〇四	水産養殖業	関連する義務				関連する義務	
ＪＳＩＣ　六三二四	農業協同組合	措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条			分野	
ＪＳＩＣ　六三二五	漁業協同組合、水産加工業協同組合	概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。			小分野	
ＪＳＩＣ　八七一	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）					産業分類	
内国民待遇（第二条）						ＪＳＩＣ　三七三一	電気通信業
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条						ＪＳＩＣ　三七一一	地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条						ＪＳＩＣ　三七三一	電気通信に附帯するサービス業
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。						関連する義務	
						分野	
						小分野	
						産業分類	
						関連する義務	
						措置	
						概要	

五		六		七	
措置		措置		分野	
概要		概要		小分野	
				産業分類	
分野		分野		関連する義務	
小分野		小分野		措置	
産業分類		産業分類		概要	
情報通信業		製造業		製造業	
電気通信業及びインターネット付随サービス業		医薬品製造業		皮革製造業及び皮革製品製造業	
ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）		ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業		ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業		内国民待遇（第二条）		ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業	
ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業		外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条		ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	
ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業		対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条		ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業	
ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット付随サービス業		外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。		ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）	
注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、「電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。				ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業	
内国民待遇（第二条）				ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条				ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条				ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業	
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。				ＪＳＩＣ　二〇七一　袋物製造業	
				ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業	
				ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業	
				ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業	
				注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。	
				内国民待遇（第二条）	
				外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	
				対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	
				外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	